

# 動物の致死処置における 動物福祉を考える

(2019-2026の学際研究について)



動物政策研究会代表

成城大学法学部 打越綾子

イラスト:安斉俊さん作

# はじめに(自己紹介)

## 本業(大学で行っている講義)

行政学・地方自治論・公共政策論

### ・中央省庁の行政の研究

組織編成、公務員人事、予算編成  
政策立案の分析

### ・自治体行政の研究

地域の産業・社会  
首長と議会の関係  
行政と地域の関係

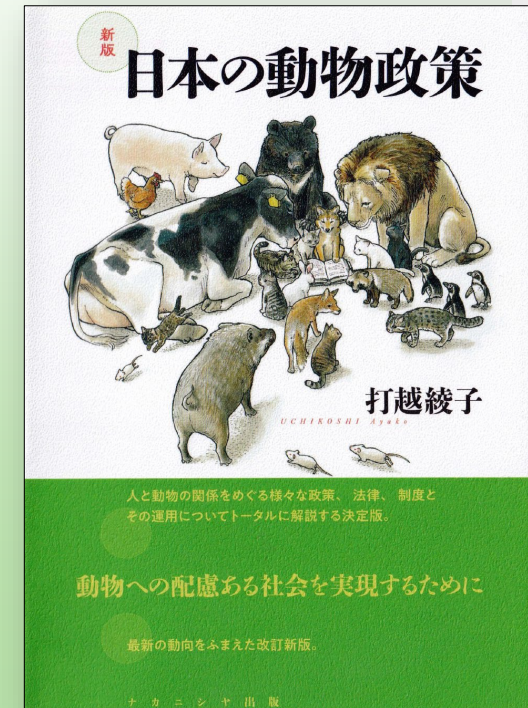
### ・多様な政策分野 の比較研究

医療・福祉・防災  
環境・産業政策等



## 副業(動物政策の研究)

愛玩動物・野生動物・動物園動物・実験  
動物・畜産動物などをめぐる制度・政策  
について社会科学の観点から考察



# 動物福祉を考える際の視点

## ・動物福祉論の前提

動物を利用（致死処置を含む）する行為を許容した上で、動物の適正な取り扱いを考える議論。≠動物の権利論（動物実験や肉食の廃止を主張）

## ・動物福祉を考えるべき2つの場面

① 生きている動物の肉体的・精神的な健康を保つため、その動物本来の習性や能力を尊重した飼育方法や環境を考える

→ 獣医学や動物行動学による様々な調査・研究、実践が行われている

② 動物の命を絶つときには、可能な限り肉体的・精神的苦痛を軽減する

例) 安楽死処置、安楽殺、殺処分、屠畜、捕殺、駆除、防除、防疫…

→ タブー視されがちで、手法に関する十分な議論がなされていない

# 日本における動物の致死処置の基準やガイドライン

- 動物の致死処置に関する公的な指針や専門家によるガイドラインは不十分  
動愛法40条による総理府・環境省告示「動物の殺処分方法に関する指針」は短い文書  
1996年内閣官房専門委員会・日本獣医師会「動物の処分方法に関する指針の解説」  
…様々な分野に配慮した詳細な内容であったが、社会的には認知されないまま
- 動物の致死処置に関する公的な最近の動き  
環境省「実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準の解説」  
農水省「アニマルウェルフェアに基づく農場内での殺処分に関わる指針」
- 学会等が致死処置ガイドライン等を準備しつつあるが、重苦しい雰囲気  
近代以降、肉食や科学研究の進展に向けて動物の命を絶つことが必然化しているが…  
欧米の基準に後追いの従うだけで、国内での致死処置に関する議論は非公開の風潮
- 現場作業を担う人々の立場や葛藤が表立って議論されないまま現在に至る

# 動物の致死処置をめぐる研究体制

- ・2019年度より人文・社会・自然科学の学際的体制で議論
- ・2023年度から3年間は、科学研究費基盤C(社会学系)を確保

動物の致死処置の概念整理、具体的事例研究、海外のガイドラインなどを議論

法学・政治学・社会学の研究者+

学際的な研究者

実務関係者

所有者のいる家庭動物

獣医学・動物行動学

行政職員

所有者のいない犬や猫

獣医学・動物行動学

行政職員

動物園の動物

動物園学・生態学

動物園関係者

捕獲された野生動物

野生動物学・生態学

行政職員・NPO

実験動物

実験動物学

製薬企業社員

畜産動物・産業動物

畜産学・動物行動学

行政職員

# 動物の致死処置をめぐる事例研究・意識調査について

- 動物の致死処置を専門家が率直に議論できない状況を、どう打開するか？

動物の致死処置を水面下に封じ込めれば、作業時の動物福祉の向上や  
作業者の心身の負担軽減に必要な予算確保や人材育成が遠のいてしまう

→ 多様な位置づけの動物に対する致死処置について横断的に研究する

→ 人々の意識の多様性を表出しタブー視されてきた議論のハードルを下げる

- 動物の致死処置に関する意識調査

2022年12月 3311人の市民意識調査

「2019年度科学研究費 動物実験の社会的理解を得るための情報発信基盤構築に関する研究」

2024年9月～10月 3453人の動物に関わる専門家の意識調査

「2023年度科学研究費 動物の致死処置の概念整理と、致死処置に関わる人々の苦悩や葛藤の研究」

小動物臨床、公務員獣医師（公衆衛生＋家畜衛生）、動物園職員、野生動物保護管理、動物実験従事…

# 意識調査の設計・解析の構造 (各設問は約15項目で、ランダム順で表示される)

市民・専門家共通  
設問1~3  
基本的属性

性別  
年代  
経験

例) ペット飼養  
ペット看取り  
ボランティア  
野生動物被害  
致死処置

獣医師資格

専門家のみ 職業・立場

小動物臨床獣医師

公衆衛生獣医師

動物園水族館関係者

(6→4種類の立場)

野生動物関係者

(5種類の立場)

動物実験関係者

(3種類の立場)

家畜衛生職員

その他研究者

市民・専門家共通

設問4, 5, 6, 7, 8

動物観

利用の許容度

販売・繁殖

展示・ふれあい利用

動物実験

肉食・餌利用

生態系保全

終末期・強い苦痛

事故・攻撃性

感染症・伝染病

コスト・労力

人材育成・法制度

経済社会への認識

設問9, 10

例) ペット終末期の課題・悩み

設問11, 12

例) 動物愛護管理、と畜場

設問13, 14

例) 多様な致死処置、体制

設問15, 16

例) 致死処置の経験、課題

設問17, 18

例) 動物実験への自己認識

設問19, 20

例) 業務負担、家伝法対応

# 専門家意識調査の回答者数 (合計20団体の学術・職能団体のご協力を頂きました)

- ・母集団に比して少数
- ・動物の終末期問題に関心がある層かも…
- ・ただし全体の動物観はまさに相場感覚を反映

小動物  
臨床  
528人

家畜  
衛生  
378人

- ・母集団の2割
- ・農水省・家畜衛生職員会から見て納得の結果
- ・現状を如実に反映

- ・母集団の2割
- ・厚労省・公獣協から見ても驚きの数
- ・回答結果についても納得の相場感覚

公衆  
衛生  
907人

全体  
3453人  
含その他

動物  
実験  
600人

- ・母集団の半数以上で驚異的な回収率。
- ・回答の結果も、まさに学会・業界の相場感覚を反映

- ・母集団の2割
- ・JAZA内での調査と比して上限の回収率
- ・回答結果についても納得の相場感覚

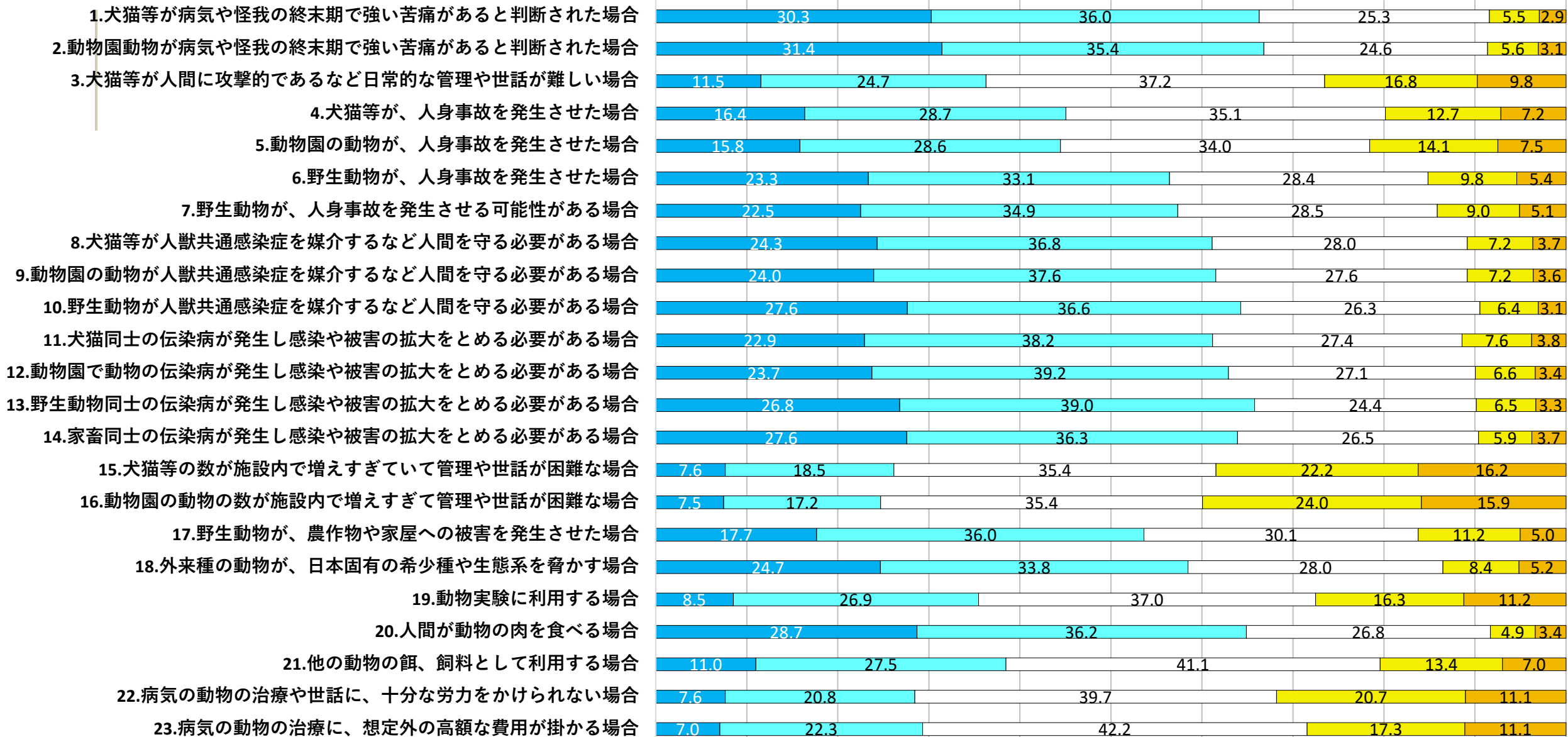
動物園  
水族館  
683人

野生  
動物  
287人

- ・母集団に比して少数
- ・調査告知が行き届かず(特に中型・小型)
- ・とはいえ、回答の結果には関係者が納得の様子

## Q5.以下のような場合に、動物の命を絶つことを許容できますか？（一般市民3311人）

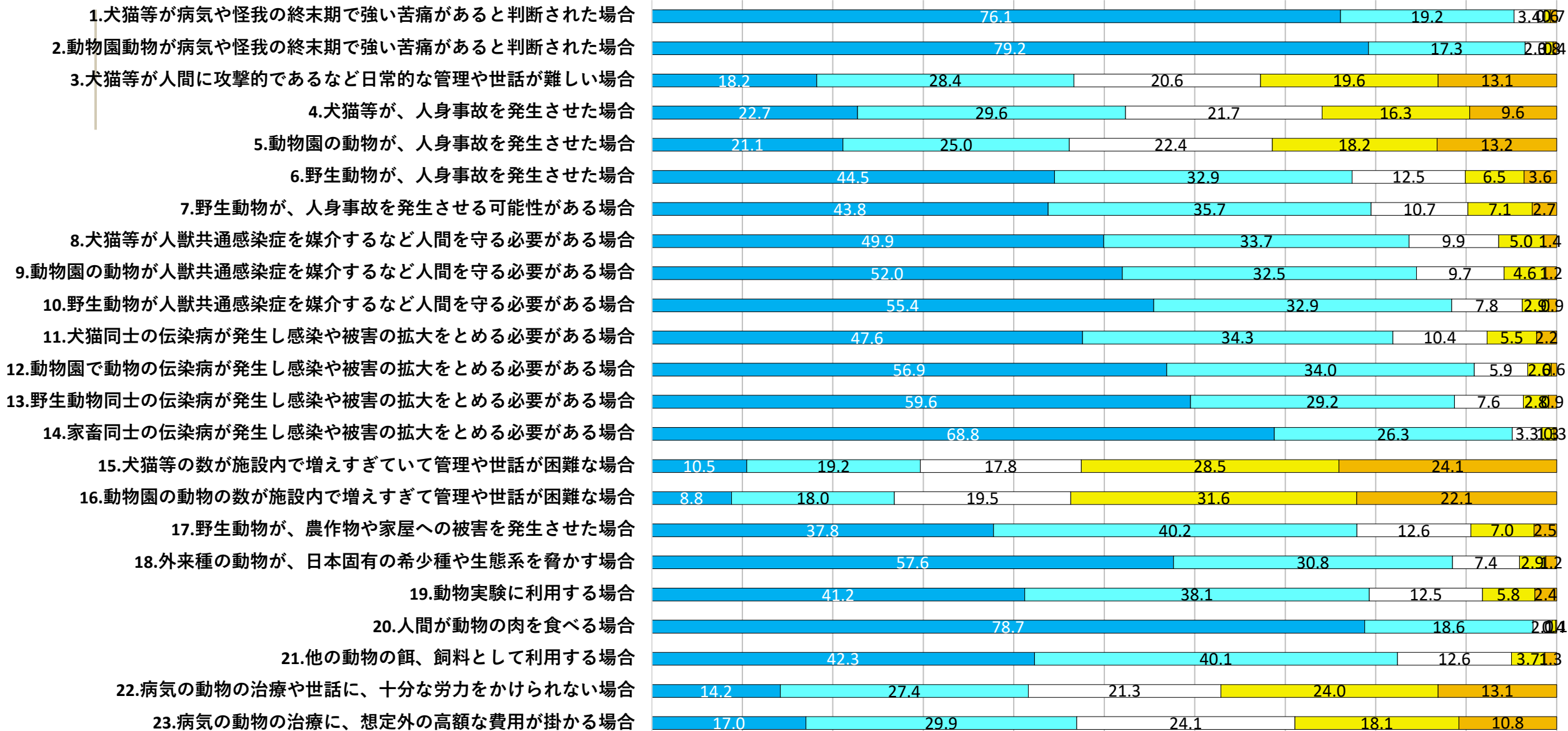
0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



■ 許容できる □ ある程度許容できる □ どちらとも言えない ■ あまり許容できない ■ 許容できない

Q5.以下のような場合に、動物の命を絶つことを許容できますか？（専門家全分野合計3453人）

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



■ 許容できる ■ ある程度許容できる □ どちらとも言えない ■ あまり許容できない ■ 許容できない

# 調査前に意識していた「疑問」と結果の考察

日本人は、動物の致死処置を本当に否定・忌避しているのか？

動物を殺すことは許されないと本気で思っているのか？

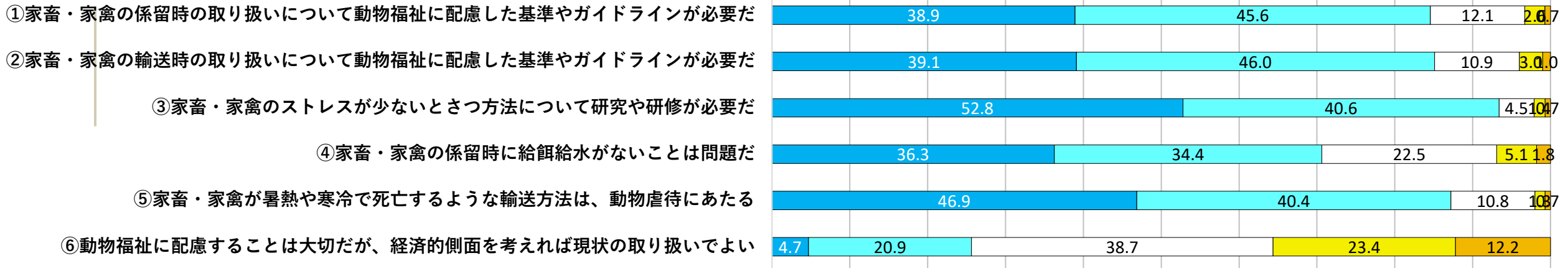
それとも、容認しつつも、周囲の目を気にして本音を言わないのか？

## 【考察】

- 一般市民も専門家も、社会的必要性のある動物の致死処置を認めている  
例) 肉食や感染症の制御、生態系保全や人身事故への対応など  
一般市民意識調査では、全ての項目で許容しないノーキル回答は全体の1%未満
- 専門家は、それぞれの分野で、動物の致死処置に向き合う覚悟がある  
公衆衛生、家畜衛生、生物多様性尊重、科学振興、動物福祉への知識と経験がある
- ただし、飼育者側の各種都合による致死処置の場合は、非容認派が多い
- 具体的に、畜産動物に関わる関係者の踏み込んだ見解は？

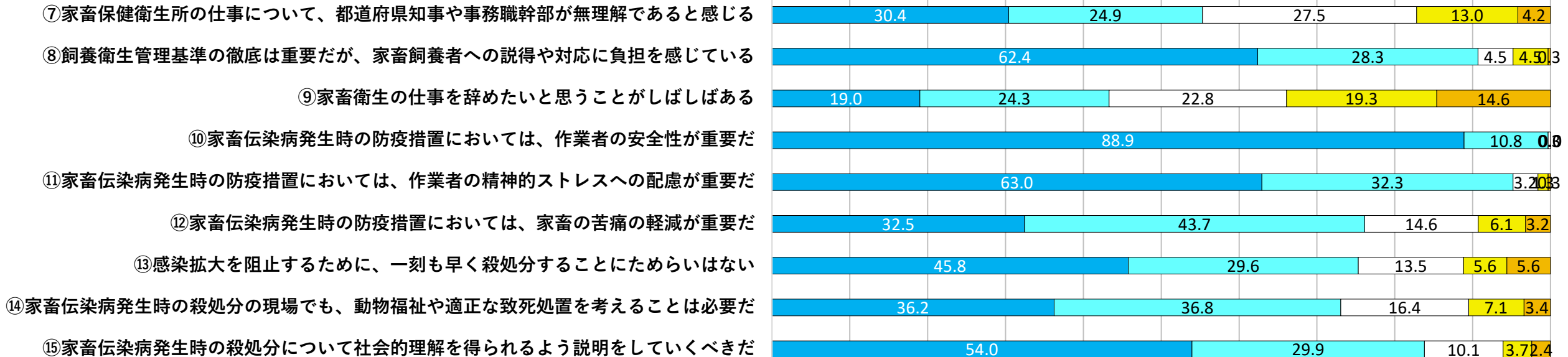
## 公衆衛生獣医師（N=907）と畜場等での家畜・家禽の取り扱いに関して、どう思いますか？

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



## 家畜衛生関係者（N=378）家畜衛生の職務、家畜伝染病発生時の業務について、どう思いますか？

0% 10% 20% 30% 40% 50% 60% 70% 80% 90% 100%



■ そう思う   ■ ある程度そう思う   □ どちらとも言えない   ■ あまり思わない   ■ 思わない

# 畜産動物の致死処置（屠畜や殺処分）に関する課題

- ・**食肉に加工するための屠畜技術は、明治以降長きにわたり蓄積されてきた**  
ただし、屠畜の前段階の輸送や係留時の取り扱いについて欧米での水準は上昇  
単価の安い食鳥処理作業については、食鳥検査員からの強いストレスの声も  
また、日本においては、と畜業や作業者への偏見や差別の克服も歴史的な課題
- ・**と畜場に関わる議論は、省庁の縦割りの隙間に埋没している**  
農水省による動物福祉の殺処分ガイドラインの対象は、農場での病畜の致死処置のみ  
と畜場法は、食品衛生の観点で厚生労働省の管轄  
産業動物の輸送や係留は、動愛法と関わる（環境省）
- ・**家畜伝染病の蔓延防止に向けた殺処分も急増**  
グローバル化が進む中、リスクは増大  
慣れない作業や農家の不安や事後のPTSDも深刻



## おわりに

- 動物の致死処置は、現代社会において不可避である。  
動物の命に支えられている人間社会を直視し、その管理・利用・犠牲としての致死処置をタブー視せず、冷静に話す土壌を作らねばならない。
- 致死処置における動物福祉の欠落と関係者の心の痛みは重なるものである。
- 致死処置における作業者の安全や精神的ケアと動物福祉の向上のために、  
(批判や懐疑によって動物の致死処置を水面下に封じ込めるのではなく)  
社会的な理解に基づいた人材育成や公的予算の必要性を訴えていきたい。
- 動物の命の取り扱いについて誠実かつ風通しの良い議論をするために、  
多様な立場の人々が関心を持ってくれるように研究活動を続けています。